

平成 24 年度 N 災害時に関する消防活動対策分科会（第 1 回） 議事概要

- 日 時：平成 24 年 11 月 5 日（月）15：00～17：00
- 場 所：経済産業省総合庁舎 別館 8 階 846 号室
- 出席者：鶴田委員、富永委員、武藤委員、平澤委員、渡辺委員、吉田委員、栂嶋委員、佐藤委員、宮城委員
（オブザーバー）中村氏、日高氏、山口氏、鈴木氏
- 概 要：N 災害等に関する消防活動対策マニュアルに係る主な課題の整理や方向性の検討を行った。
- 資 料：別添資料を参照

【各委員の主な意見】

- 現在は原子力防災の枠組みに変化があり、不確定なところがあるが、今の段階で少なくとも原子力災害対策を重点的に講ずべき対象区域が広がる前提があることを理解した議論が必要。
- 活動概要等にある「診療放射線技師」は「放射線防護・計測の専門家」などに表現を変えていく方が良い。
- 今回、実行部隊に冷却活動を依頼した時、何も分からない状態だった。重要なことは、現場指揮官が物理現象と講ずべき措置を理解した上で実行し、後方支援も行うこと。
- 管轄消防としては、早い段階からオンサイトの活動を行うことが強いられ、かなり苦勞した。要請があった以上、やらなければならないということで活動したが、今考えると水素爆発があったこと等を勘案すると、具体的な実施内容や安全管理をしっかりとしなければ活動できない。
- 情報がない中で活動をすると正しいことをしているのか、そうでないか判断つかない。
- 「被ばく医療ネットワーク」については、実態のないものを指さないようにすることが必要。
- 放射性物質の輸送事故も、起きた時に影響が大きいことが分かっている。輸送事故の場合、場所が決まっていない、濃度が時間によって変わる、汚染場所が分からない等、難しい問題。
- 従来は、漏洩や交通事故など比較的対応が容易と思われるものでマニュアルを作っていたが、広範囲のものも起こると言うことも考えてみる必要がある。万が一、福島と同じようなことが起きた場合の被ばく、汚染管理をどうするか、そこで対応される方々の健康管理等、今回の経験に基づいて反映すべきところは反映すべき。
- 具体的な成果や数字がマニュアル上も形になるとありがたい。
- 資機材については、消防機関の対応する内容が明確になれば、課題等は自然と出てくるのではないかと。
- 消防機関の果たす役割、広域的な対応になった時の活動範囲の明確化をして欲しい。範囲が 30 km に広がると消防本部の管轄外になることもあり、そうなった場合にどのような活動になるのか検討して頂きたい。
- 危険区域、消防警戒区域は、消防と事業者の測定によりロープまたは標識により設定することとしているが、範囲が広がった場合の設定方法は具体的にどうするか。
- 消防のやるべき範囲を 1 つ 1 つ詰めていく必要がある。
- 消防庁を含む関係省庁の中で対策や情報伝達等の手順を見直しをしていくにあたり、プラントごとに色々な状況があるので、中央官庁で情報を集約した段階で適切に末端の隊員まで情報が伝わるよ

うな体制を作ることが大切。

- マニュアルにおいては、放射線危険区域等の設定方法だけではなく、その具体的な設定基準を示していくことも検討するとよい。
- 消防本部の実態調査については、輸送事故等への消防活動に関し、日本全国どういう体制か把握して、その中で実現性がどこまであるかをみることもある。今後の対策のベースになるので、各本部に協力願いたい。
- 実態調査については、教育、訓練の取り組みも含められると良いのではないか。
- 外国事例として、IAEA のガイドライン等を基にどのような運用をしているのか調べておくのは参考になる。
- 本分科会の検討内容は、政府全体の対策など、周辺状況と進捗を合わせないと進められないところがある。今年度中は、主立った課題や方向性を扱い、反映できる個別事項があれば反映。来年度事業として認められれば引き続き検討し、まとめ次第マニュアルに反映していきたい。